

政令第 号

自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第十条及び第十条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「及びその者に係る」を「は次の各号に掲げる者とし、」に、「次のとおり」を「当該各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める業務」に改め、同条に次の二号を加える。

四 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）第二条第一項に規定するオーストラリア軍隊 その任務の遂行に必要な業務

五 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）第二条第一項に規定する英国軍隊 その任務の遂行に必要な

な業務

第一条の三中「掲げる業務」を「定める業務」に改める。

附 則

この政令は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）の施行の日から施行する。ただし、第一条の二に二号を加える改正規定（同条第五号に係る部分に限る。）は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

理由

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定及び日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の適確な実施を確保するため、オーストラリア軍隊及び英国軍隊がその任務の遂行に必要な業務のため運行の用に供する自動車を責任保険又は責任共済の契約の締結を要しない自動車とする必要があるからである。